

「工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策支援事業」における実証事業の対象として認定した地下水汚染の拡大防止技術

ケース	技術番号	技術名	申請者名	対象とする特定有害物質の種類	適用濃度	適用条件
③	1	バイオ栄養源EDCによる塩素系VOCの原位置バイオ浄化法	エコサイクル株式会社	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン	・対象物質の合計濃度 100mg/L以下	・VOC分解微生物が生息している必要があります。 ・地下水位よりも上（不飽和層）の土壌汚染は、掘削除去等の他の措置が必要になる場合があります。
③	2	クロロクリン工法	株式会社大林組	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、クロロエチレン	・各物質とも第二溶出量基準、第二地下水基準への対応可能。 ・適用濃度の目安は、地下水基準の200倍程度となる。 ・高濃度汚染の場合は、1回の栄養剤注入で浄化が完了しないこともあるため、栄養剤の繰り返し注入（再施工）を行うことで対応する。	・地下水汚染の拡大の防止を目的としているため、不飽和層は浄化対象外（汚染は残置）とする。 ・地表面からの雨水浸透により、不飽和層の汚染が地下水に影響を与えないよう、地表面はアスファルト舗装を施し、雨水浸透を防止する。 ・区域指定解除を行うことは想定していないため、ボーリングによる土壌採取等調査は実施しない。 ・微生物処理の適用可能性試験において、現地土壌・地下水にDehalococcoides属細菌が存在しない、微生物分解が進まないことが判明した場合は適用不可とする。
③	3	BioJet工法	ケミカルグラウト株式会社	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、クロロエチレン	・原則3mg/l程度（適用濃度は事前の適用性試験結果により変動する可能性がある）	・薬剤効果の確認試験が事前に必要 ・適用濃度は事前の試験により変動する可能性がある ・不飽和帯では適用できない可能性がある ・浄化完了まで数年を要する可能性がある